

## 一般競争入札（条件付）の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和7年12月18日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達名 WinActor フローティングサービスライセンス調達
- (2) 利用開始日 令和8年2月1日  
(利用期間) 令和8年2月1日から令和9年1月31日まで
- (3) 調達物品の内容等 仕様書記載のとおり

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿上の住所が岡山県内で、営業種目が大分類「8情報・通信サービス」、小分類「5ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）」であり、格付区分が「A」ランクであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。

### 3 契約条項を示す場所

〒700-8570  
岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県総務部デジタル推進課  
電話番号 086-226-7432（直通）

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書の配布の期間及び場所

###### ① 配布期間

令和7年12月18日から令和8年1月6日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。）の午前9時から午後5時まで

###### ② 配布場所

上記3の契約条項を示す場所に同じ。

なお、岡山県総務部デジタル推進課ホームページからダウンロードすることもできる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）

##### (2) 入札参加資格確認申請書の提出の期間、場所及び方法

###### ① 提出期間

令和7年12月18日から令和8年1月6日までの午前9時から午後5時まで

###### ② 提出場所

上記3の契約条項を示す場所に同じ。

###### ③ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）

##### (3) 仕様書の閲覧及び配布の期間及び場所

###### ① 閲覧及び配布の期間

令和7年12月18日から令和8年1月6日までの午前9時から午後5時まで

###### ② 閲覧及び配布の場所

上記3の契約条項を示す場所に同じ。

##### (4) 入札参加資格要件の審査

###### ① 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、上記2（1）から（7）の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和8年1月9日までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

###### ② 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記3のあて先に、ファックス又はe-mailにより、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

#### 5 入札の日時及び場所等

(1) 日 時 令和8年1月13日（火）14時00分

(2) 場 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁地下一階 入札室

(3) 入札方法 持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

(4) その他

###### ① 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を入札当日持参し、提出すること。

###### ② 入札書の記載方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 133 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、事後審査において入札条件に不適合と認められた入札、入札者に要求される事項を満たしていない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札、その他岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 140 条各号に掲げる入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成要否等

要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第 137 条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(5) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、岡山県財務規則第 155 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) その他

その他、詳細は入札説明書による。